

# 八王子市計量法に関する指定定期検査機関の指定に関する事務処理要綱

制定 平成26年 8月15日  
改正 平成29年 4月 1日  
改正 令和 元年 7月 1日  
改正 令和 2年10月 1日  
改正 令和 5年 9月 1日

計量法（平成4年法律第51号（以下「法」という。）」第20条第1項の規定に基づく指定定期検査機関の指定に関する事務の取扱いは、法第26条から第33条まで、第35条から第39条まで及び「指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令」（平成5年通商産業省令第72号（以下「省令」という。）」の規定によるほかは、この事務処理要綱による。

## 第1 指定定期検査機関に係わる指定申請

- (1) 指定の申請をしようとする者は、指定申請書（別紙1）を作成し、添付書類を添えて八王子市長に提出する。
- (2) 提出書類及び部数  
指定申請書 正本1通、副本2通（写し）  
添付書類 正本1通、副本2通（写し）
- (3) 添付書類は、次に掲げるとおりとする。なお、用紙の大きさは原則として、日本産業規格A4とする。

添付書類		留意事項
①	定款又は寄付行為及び登記簿の謄本	・ 登記簿謄本は発行3カ月以内のもの
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	
③	申請の日を含む事業年度及びその翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・ 定期検査に係わる事項と他の業務に係わる事項を区分したもの
④	次に掲げる事項を記載した書面	

<p>イ 役員の氏名及び履歴、省令第2条の二に規定する構成員(以下「構成員」という。)のうち、主たる者の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員全員の氏名及び履歴</li> <li>・ 役員の総括表として、役名、氏名、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表を提出する。</li> <li>・ 構成員の主たる者の氏名は、10名とする。なお、会員の種別がある場合は、種別ごとに10名を記載し、10名に達しない場合は全会員とする。</li> <li>・ 構成員の構成割合</li> <li>・ 組織図を添付する。</li> </ul>
<p>ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受認する範囲の特定計量器の種類</li> </ul>
<p>ハ 定期検査の業務を行う地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受認する範囲の地域</li> </ul>
<p>ニ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受認する範囲の1年間に行う検査対象事業所数及び特定計量器数を2年間分記載する。</li> </ul>
<p>ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 器具、機械又は装置(以下「検査設備等」という。)の保管場所を明示する。</li> <li>・ 検査設備等を借り入れる場合にあっては、貸借契約書の写しを添付する。ただし、八王子市から借り入れる場合は、この限りでない。</li> </ul>
<p>ヘ 定期検査を実施する者の資格及び数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計量士登録証の写し、短期計量修了者にあっては、修了書を添付する。</li> </ul>
<p>ト 定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載する。</li> </ul>
<p>チ 手数料の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計量法関係手数料条例に定める額を記載する。</li> </ul>
<p>⑤ 申請者が法第27条(欠格条項)各号の規定に該当しないことを説明した書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員が欠格条項に該当しない旨を証した書類(誓約書等)</li> </ul>
<p>⑥ 申請者が省令第2条の三(適合要件)の各号の規定に適合することを説明した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員が適合要件の各号の規定に適合することを証した書類(誓約書等)。</li> </ul>

⑦	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社経歴書又は会社概要書</li> <li>・ 計量管理の推進及び計量意識の高揚に寄与した旨を示すもの</li> <li>・ 代検査実績(過去2カ年分)</li> <li>・ その他八王子市長が指示したもの</li> </ul>
---	-----	---

## 第2 申請受付

申請受付の手続きは次のとおりとする。

- (1) 申請受付の窓口は、八王子市市民部消費生活センターとする。
- (2) 申請書の記載事項及び添付書類が具備しているかの確認を行い、適正と認める場合は、申請書及び添付書類の副本に收受印を付し、副本の1通を申請者に手交する。
- (3) 申請書の記載が不十分なとき及び添付書類が不備なときは受付せず、内容を指摘し申請者に再提出を求める。

## 第3 指定検査

指定定期検査機関の指定に係わる検査は、書類検査及び現地検査とし、八王子市長が指名した職員2名以上で、別に定める指定検査基準により行う。なお、現地検査は申請者の立ち会いを求めて行う。

## 第4 通知

八王子市長は、検査結果に基づき指定定期検査機関指定書（別紙3）又は不指定の理由を記載した通知（別紙5）を指定期間開始1か月前までに申請者に送付する。

## 第5 変更の届出

指定定期検査機関は、事務処理要綱第1-(3)-④に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく指定申請書記載事項変更届（別紙6）を八王子市長に提出する。

## 第6 公示

- (1) 八王子市長は、指定した旨の公示を定期検査業務開始1か月前までに行う。
- (2) 公示は、指定年月日、指定定期検査機関の名称、住所、定期検査を行う地域、定期検査を行う特定計量器の種類及び指定期間を告示する。

## 第7 指定の更新

- (1) 指定定期検査機関は、指定を受けた後、3年以内に指定の更新を受けなければならない。
- (2) 更新を受けなければ期間の経過によってその効力を失う。
- (3) 指定の更新は、事務処理要綱第1から第4及び第6までを準用する。この場合において、指定申請書とあるのは指定更新申請書（別紙2）に、指定書とあるのは指定更新通知書（別紙4）に、指定年月日とあるのは指定更新年月日と読み替える。

## 第8 業務規程の提出

- (1) 指定定期検査機関は、業務規程を、業務開始前までに八王子市長に提出する。また、これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 業務規程の認可に関する事務の取扱いは、別に定める。

## 第9 帳簿

指定定期検査機関は、帳簿を備え八王子市長から提出を求められたときはそれに応じられるよう保存しなければならない。この場合において省令第4条の二の規定により、帳簿に代えて電磁的方法によることができる。

## 第10 業務の休廃止等

- (1) 指定定期検査機関は、定期検査業務の全部若しくは一部を休止又は廃止をしようとするときは、3か月前までに業務休止（廃止）届出書（別紙7）を八王子市長に提出する。
- (2) 八王子市長は、業務休止（廃止）の届出及び指定の取消し並びに定期検査業務の停止を命じた旨の公示を、業務の引き継ぎ開始1か月前までに告示する。

## 第11 事業計画書等の提出

- (1) 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、八王子市長に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 指定定期検査機関は、毎事業年度終了後3か月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、八王子市長に提出する。

## 第12 行政処分

八王子市長は、次に掲げる行政処分等について決定する。

- (1) 法第35条に基づく解任命令について
- (2) 法第37条に基づく適合命令について
- (3) 法第38条に基づく指定の取消しについて
- (4) 法第164条に基づく不服申立ての手続きにおける意見の聴取

## 第13 指定定期検査機関に対する立入検査

八王子市長は、適正な計量の実施を確保する観点から、指定定期検査機関に対し立入検査を行う。

立入検査の内容及び頻度並びに措置基準等は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

様式第 1 (第 1 条、第 9 条、第 18 条、第 18 条の 3 関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

計量法第 20 条第 1 項の指定を受けたいので、同法第 26 条の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とすること。
- 2 第 3 項及び第 4 項の事項は、第 9 条第 2 項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第 78 条第 1 項（法第 81 条第 2 項及び法第 89 条第 3 項において準用する場合を含む。）の試験及び法第 93 条第 1 項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第 1 の 2 (第 2 条の 4、第 10 条の 4、第 18 条、第 18 条の 7 関係)

指 定 更 新 申 請 書

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

計量法第 20 条第 1 項の指定の更新を受けたいので、同法第 28 条の 2 の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 第 3 項及び第 4 項の事項は、第 10 条の 4 において準用する第 9 条第 2 項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第 78 条第 1 項 (法第 81 条第 2 項及び法第 89 条第 3 項において準用する場合を含む。) の試験及び法第 93 条第 1 項の調査以外のものに限定的する場合に限り記載すること。

年 月 日

住 所

名 称 殿

## 指 定 定 期 検 査 機 関 指 定 書

八王子市長

計量法第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり同項の指定定期検査機関に指定します。

この指定の効力は、 年 月 日から生ずるものとします。

### 記

- 1 定期検査を行う地域
- 2 定期検査を行う特定計量器の種類



年 月 日

住 所

名 称 殿

指 定 定 期 検 査 機 関 指 定 更 新 通 知 書

八王子市長

年 月 日付、指定更新申請書を検査した結果、計量法第28条の2第2項の規定を満たすため、計量法第20条第1項の指定を更新する。  
指定更新の効力は 年 月 日から3年間とする。

記

1 更新対象指定書

- ・文 書 番 号  
○○八市消第○○号 (○○年○○月○○日決定)
- ・効力の生じる日  
○○年○○月○○日
- ・定期検査を行う地域
  
- ・定期検査を行う特定計量器の種類

2 更新履歴

<u>履 歴</u>	<u>文書番号</u>	<u>決 定 日</u>	<u>効力の生じる日</u>
第○回	○○八市消第○○号	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日

年 月 日

住 所

名 称 殿

## 指定定期検査機関の検査結果について

八王子市長

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、検査の結果、下記の理由により指定できませんので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に八王子市長に対して行政不服審査法による異議申立てを行うことができます。

## 記

## 1 申請内容

(1) 指定の区分

(2) 事業所の名称及び住所

## 2 不適合の理由

指 定 申 請 書 記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

計量法第20条第1項の指定申請書の記載事項（添付書類）に下記のとおり変更があったので届け出ます。

1 変更の内容

(1) 新

(2) 旧

2 変更の理由

様式第 4 (第 5 条、第 13 条、第 18 条、第 18 条の 11 関係)

業 務 休 止 ( 廃 止 ) 届 出 書

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

次のとおり、定期検査の業務の一部(全部)を休止(廃止)したいので、計量法第 32 条の規定により、届け出ます。

- 1 休止(廃止)しようとする定期検査の業務の範囲
  
- 2 休止(廃止)の年月日
  
- 3 休止の期間
  
- 4 休止(廃止)の事由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。